
日本国の京都議定書第7条1に基づく情報

日本国

2007年5月

日本国政府は、決議 15/CMP.1 のパラグラフ 2 に基づき本情報を自主的に提出する。
本情報の内容と規定の対応関係は下表の通り。

京都議定書第7条1 に基づく情報の指針 の関連部分	本情報の該当箇所	
Section D	1. 温室効果ガス排出・吸収目録情報	page 2
パラグラフ 4	1.1. 調整が行われた分野の推計を改善するためにとられた措置に関する情報	
パラグラフ 5 - 9	1.2. 第3条3及び4の情報	
Section E	2. 京都ユニットに関する情報	page 2
Section F	3. 第5条1に則った国内制度の変更に関する情報	page 2
Section G	4. 国別登録簿に関する情報	page 2
Section H	5. 第3条14に則った悪影響の最小化	page 2

1. 温室効果ガス排出・吸収目録情報

1.1. 調整が行われた分野の推計を改善するためにとられた措置に関する情報

初期審査において調整の対象となった箇所はないため、特段の措置は実施していない。

1.2. 第3条3及び4の情報

15/CP10 のパラグラフ2に則り自主的に提出した京都議定書第3条3及び4の情報を参照のこと。

2. 京都ユニットに関する情報

国別登録簿内に ERUs、CERs、tCERs、ICERs、AAUs、RMUs は存在しない。

3. 第5条1に則った国内制度の変更に関する情報

特段の変更は実施されていない。

しかし、品質保証／品質管理手続き、文書管理等の初期審査中に指摘された点の改善について検討を開始した。

4. 国別登録簿に関する情報

初期審査時より、登録簿管理者情報及び国連が作成する技術仕様（Data Exchange Standard : DES）のバージョンが変更された。

5. 第3条14に則った悪影響の最小化

第4回日本国報告書には、「我が国としては（中略）開発途上国に対する社会上、環境上及び経済上の悪影響を最小限にする方法で京都議定書の約束を履行するよう努める」とある。しかし、その評価方法は現在国際的に協議中であり、現時点では評価できないものとする。